

特別保証制度一覧

制度名・保険特例	対象事業者	対象資金	保証枠	保証限度額	責任共有
災害関係保証	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	事業の再建に必要となる資金	別枠	法人・個人 組合等 2億8,000万円 4億8,000万円	対象外
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者 1号: 民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者 2号: 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていることにより売上等が減少している中小企業者 3号: 突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者 4号: 突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者 5号: (全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者 6号: 破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れの減少等が生じている中小企業者 7号: 金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者 8号: RCC(整理回収機構)等へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者	経営の安定に必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 (6号認定の場合は3億8,000万円) 組合等 4億8,000万円	第1号～第4号・第6号は対象外 第5号、第7号、第8号は対象
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等の発生に伴う信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じている中小企業者	経営の安定に必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象外
労働力確保関連保証	雇用管理の改善計画について認定を受けた中小企業者、組合等又はその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	認定改善計画に従って改善事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
中小小売商業関連保証	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化を行う中小企業者であって、認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	①認定高度化事業計画に基づく高度化事業を実施するために必要となる資金 ②認定連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者であって、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に関連する事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	認定商店街整備等支援計画に基づく高度化事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
伝統的工芸品支援関連保証	伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	認定支援計画に基づく支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるものうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	基本計画に基づき実施される特定事業等のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして経済産業省令で定める事業をすすめるために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
小規模事業者支援関連保証	認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定を受けた経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人	認定を受けた事業継続力強化支援事業または経営発達支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象

特別保証制度一覧

制度名・保険特例	対象事業者	対象資金	保証枠	保証限度額	責任共有
中心市街地商業等活性化関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社、当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。)を実施する中小企業者、特定会社、一般社団法人若しくは一般財団法人	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画もしくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って、中小高利商業高度化事業または都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を実施するために必要となる資金	別枠 一般枠	【別枠】 法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 【一般枠】 一般社団法人・一般財団法人 2億8,000万円	対象
中心市街地商業等活性化支援関連保証	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。)を実施する特定会社、一般社団法人又は一般財団法人	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画または特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って、中小小売商業高度化支援等事業を十するために必要となる資金	一般枠	【一般枠の増額】 5億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、一般社団法人又は一般財団法人)を含む。	対象
創業等関連保証	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者	申込人が創業者または新規中小企業者である期間内に事業を開始又は実施するために必要となる資金	右記但し書きの通り	法人・個人 1,500万円 ただし、一般分、創業関連特例分及び本特例分(廃止前の新事業創出関連特例分を含む。))に係る無担保保険の合計額が8,000万円以内)	対象外
経営革新関連保証	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る中小企業者	承認経営革新計画に従って経営革新のために事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
異分野連携新事業分野開拓関連保証	認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業分野の開拓を図る中小企業者	認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 流動資産担保融資保証 2億円	対象
特定新技術事業活動関連保証	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	特定補助金等に係る成果を利用した事業活動を実施するために必要となる資金	新事業開拓保証枠の増額	法人・個人 3億円 組合等 6億円	対象
経営革新等支援関連保証	認定経営革新等支援機関として認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、経営革新等支援業務を実施するもの	経営革新等支援業務を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る中小企業者	認定経営力向上関連計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
情報処理支援関連保証	情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	情報処理支援業務を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等(中小企業者に限る)	主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓事業計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
事業継続力強化関連保証	認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者	経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
連携事業継続力強化関連保証	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者	経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化に必要な資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
周辺地域整備関連保証	同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として認定を受けた中小企業者	周辺地域整備を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	承認振興事業計画に従って振興事業を実施するために必要となる資金	別枠	流動資産担保融資保証 2億円	対象
特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	認定特定下請け連携事業計画に従って特定下請け連携事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象

特別保証制度一覧

制度名・保険特例	対象事業者	対象資金	保証枠	保証限度額	責任共有
流通業務総合効率化関連保証	認定を受けた総合効率化計画に基づき二以上の者が連携して、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴う事業を行う中小企業者	認定総合効率化計画に従って事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
特定研究開発等関連保証	認定を受けた特定研究開発等計画に従って、特定ものづくり基盤技術の高度化を図る中小企業者	認定特定研究開発等計画に従って特定研究開発等を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
地域経済牽引事業関連	承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う中小企業者	承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
地域経済牽引支援関連保証	承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人	承認連携支援計画に従って連携支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
地域産業資源活用事業関連保証	認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	認定地域産業資源活用事業計画に従って地域産業資源活用事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	認定地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円 流動資産担保融資保証 2億円	対象
農工商等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	認定農工商等支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
経営承継関連保証	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者	次に掲げる資金 ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 ⑤運転資金	別枠	2億8,000万円	対象
特定経営承継関連保証	経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていることについて、認定を受けた中小企業者の代表者	次に掲げる資金 ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 ⑤認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金	一般枠	2億8,000万円	対象
経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)	別枠	2億8,000万円	対象
特定経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)	一般枠	2億8,000万円	対象

特別保証制度一覧

制度名・保険特例	対象事業者	対象資金	保証枠	保証限度額	責任共有
商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	認定商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	認定商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
東日本大震災復興緊急保証	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	経営の安定に必要なとなる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象外
情報提供支援関連保証	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	情報提供業務を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援により事業再生を図る中小企業者	次に掲げる資金であって、事業再生準備期間における借入に係るもの ①原材料の購入のための費用 ②商品の仕入れのための費用 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増設、改良又は補修等のための費用 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための費用 ⑦少額の債権の弁済のための費用	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者	事業再生の計画に従って事業再生を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象 (対象外となる場合があります)
創業関連保証	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者	創業者が創業者である期間内に創業により行う事業を実施するために必要となる資金	右記但し書きの通り	法人・個人 2,000万円 ただし、一般分、創業等関連特例分及び本特例分(廃止前の新事業創出関連特例分を含む。)に係る無担保保険の合計額が8,000万円以内	対象外
連携創業支援等関連保証	市町村が作成し認定を受けた創業支援等事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人	認定創業支援等事業計画に従って認定連携創業支援等事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	特定信用状発行契約に基づく債務(外国関係法人の借入金)であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
特定中小企業再生支援関連保証	支援機関として認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	特定中小企業再生支援事業を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
技術等情報漏えい防止措置関連保証	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限って認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するために必要となる資金	一般枠	2億8,000万円	対象
商店街活性化促進事業関連保証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
新技術等実証関連保証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	認定新技術等実証計画に従って革新的データ産業活用を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
革新的データ産業活用関連保証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	認定革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象
先端設備等導入関連保証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	認定先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を実施するために必要となる資金	別枠	法人・個人 2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	対象